

草津市地域包括支援センターの 運営について

草津市地域包括支援センター運営協議会



介護保険法施行規則第140条66第2号口

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の設定 業務の法人への委託 業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定 その他、公正・中立性の確保に関すること
センターの行う業務の方針【承認事項】	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<p>運営全体に関する事項の</p> <p>【組織運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか 担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか 職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか <p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか <p>【利用者満足の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか <p>【公平性・中立性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか
	<p>個別業務に関する事項の</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか <p>【権利擁護業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか 介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか <p>【介護予防に係るケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか <p>【市町村事業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

◆ メンバー ＜草津市附属機関運営規則 別表第1＞



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会

◆ 任期 ＜草津市附属機関運営規則 別表第2＞

3年 令和3年7月1日から令和6年6月30日

◆ スケジュールと主な議題

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1回	センターの運営について ・センターの運営に関する評価 (運営全体/個別業務)		
第2回	センターの運営について ・運営方針について		

センターの運営に関すること

～運営全体に関するもの～

～個別の業務に関するもの～

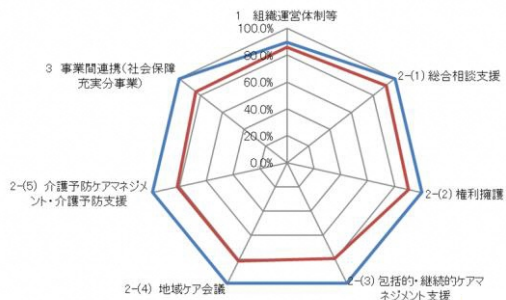
※地域包括支援センターの事業評価を通じて機能強化を図るため、全国統一評価指標により取組・運営状況を点検し、毎年、厚生労働省に報告をしている。

本資料の評価結果は、前回の運営協議会の資料に掲載したものをレーダーチャート化し業務の達成度を確認するもの。
(令和3年12月に示された全国平均との比較)

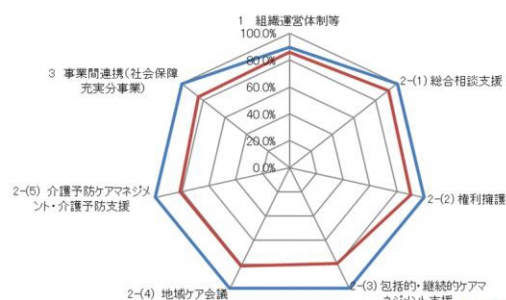
評価結果<センター指標:全国との比較>

— 各センター
— 全国(センター)

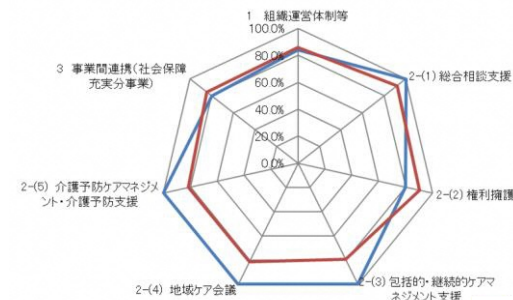
<高穂>



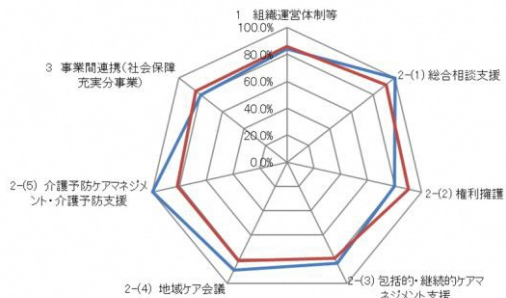
<草津>



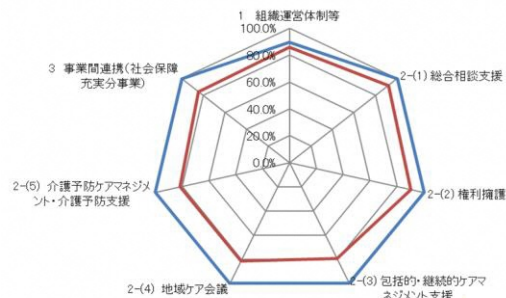
<老上>



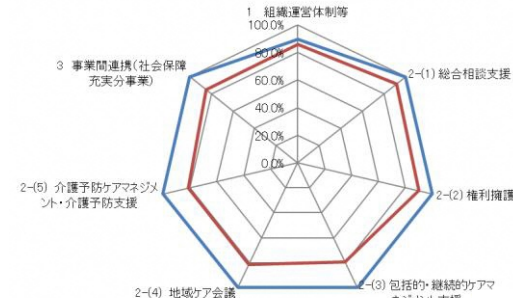
<玉川>



<松原>



<新堂>

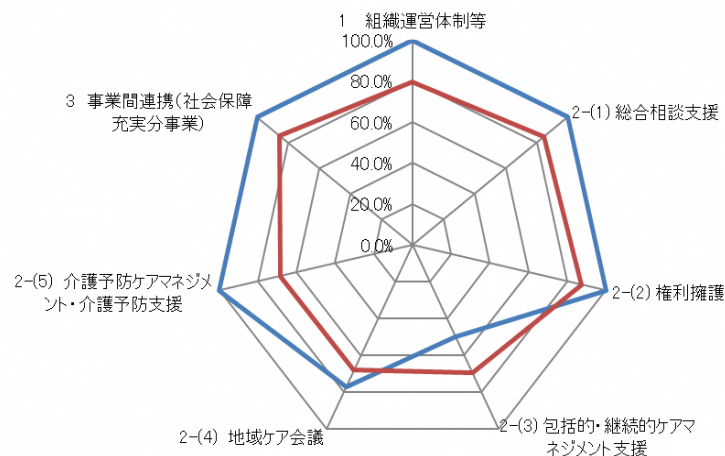


	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	全国 (センター)	(参考) R2年度調査 (センター)
1 1 組織運営体制等	89.5%	89.5%	84.2%	84.2%	89.5%	89.5%	85.6%	84.2%
2 2-(1) 総合相談支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.8%	90.8%
3 2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%	80.0%	80.0%	100.0%	100.0%	90.3%	89.2%
4 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	79.4%	80.9%
5 2-(4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	81.5%	82.5%
6 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.4%	79.5%
7 3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	100.0%	80.0%	80.0%	100.0%	100.0%	84.8%	89.3%

評価結果<市町村指標:全国との比較>

— 草津市
— 全国(市町村)

<草津市>



		草津市	全国(市町村)	(参考)R2年度調査(市町村)
1	1 組織運営体制等	100.0%	79.4%	78.1%
2	2-1) 総合相談支援	100.0%	84.8%	83.8%
3	2-2) 権利擁護	100.0%	87.4%	85.9%
4	2-3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	50.0%	69.2%	66.9%
5	2-4) 地域ケア会議	76.9%	68.0%	66.8%
6	2-5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	68.4%	64.8%
7	3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	85.6%	88.4%

- 一部の業務で全国平均を下回っているものの、センターおよび市ともに概ね高い水準で業務を遂行できており、今後も適切、公正かつ中立な運営を確保する必要がある。

センターの設置等に関すること

委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和3年11月30日時点>

【市内】

No.	事業所名	所在地 (圏域)	委託 件数	包括ごとの委託件数						
				高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂	
1	あおばな居宅介護支援事業所	高穂	21	12	6	0	1	1	1	
2	ケアプランセンターかがやきの杜	高穂	18	10	5	0	0	3	0	
3	ケアプランセンター ティエール	高穂	17	9	3	4	0	1	0	
4	近江草津徳洲会介護センター	高穂	16	7	3	1	5	0	0	
5	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	29	26	0	0	1	1	1	
6	居宅介護支援かえて	高穂	10	4	3	3	0	0	0	
7	あかねはうす草津居宅介護支援事業所	草津	23	4	6	3	2	5	3	
8	オフィス豆の木 介護支援事務所	草津	12	1	7	0	0	4	0	
9	たんぼぼ 居宅介護支援事業所	草津	11	0	4	0	0	3	4	
10	メディアケア湖南居宅介護支援事業所	草津	22	2	16	3	0	1	0	
11	りんく草津居宅介護支援事業所	草津	12	0	9	0	0	1	2	
12	指定居宅介護支援事業所さらら	草津	40	5	15	2	0	12	6	
13	あやは居宅介護支援事業所	草津	7	0	0	1	0	1	5	
14	ケアプランセンター向日葵	草津	14	0	0	0	0	14	0	
15	Nアート居宅介護支援事業所	草津	1	0	1	0	0	0	0	
16	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	1	0	0	0	1	0	0	
17	楽 居宅介護支援事業所	老上	1	0	0	0	0	0	1	
18	居宅介護支援事業所 夕照	老上	18	0	0	6	2	4	6	
19	居宅介護支援事業所からん	老上	10	0	2	1	1	6	0	
20	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	25	2	9	5	1	7	1	
21	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	10	2	2	4	1	1	0	
22	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	16	1	3	2	6	4	0	
23	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	25	0	3	2	20	0	0	
24	ケアプランそら	玉川	42	10	7	11	5	9	0	
25	萩の里居宅介護支援事業所	玉川	4	0	0	4	0	0	0	
26	はな、居宅介護支援事業所	松原	4	1	0	0	0	3	0	
27	居宅介護支援事業所 和花	松原	8	2	1	3	0	2	0	
28	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	5	0	0	0	0	5	0	
29	アサヒサンククリーンケアプランセンター滋賀	新堂	12	0	4	0	0	1	7	
30	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	16	0	0	0	0	4	12	
31	岸本ケアプランセンター	新堂	5	0	0	0	0	2	3	
計				455	98	109	55	46	95	52

【市外】

No.	事業所名	所在地	委託 件数	包括ごとの委託件数					
				高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
32	コンソルテ居宅介護支援事業所	大津市	5	0	0	1	0	4	0
33	まほろば居宅介護支援事業所	大津市	0	0	0	0	0	0	0
34	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	16	3	4	3	0	6	0
35	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	9	0	4	1	2	2	0
36	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0
37	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	11	0	3	0	0	0	8
38	らっくケアプランセンター	栗東市	7	0	7	0	0	0	0
39	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	12	7	3	1	1	0	0
40	八起会栗東居宅介護支援事業所	栗東市	1	0	1	0	0	0	0
41	ケアプランセンターあかり	栗東市	0	0	0	0	0	0	0
42	ケアプランセンターあうんケア栗東	栗東市	0	0	0	0	0	0	0
43	居宅介護支援事業所はなえみ	栗東市	5	0	0	3	0	2	0
44	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	7	0	6	0	0	0	1
45	びわこメディカル居宅介護支援事業所	守山市	2	0	0	0	0	1	1
46	ケアプランセンター向日葵・野洲	野洲市	8	0	5	0	0	1	2
計			84	10	33	9	4	16	12

【指定居宅介護支援事業所への委託数】

全体	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
539	108	142	64	50	111	64

【一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所数の推移】

	H29	H30	R1	R2	R3
総数	48	50	45	45	46
市内	31	34	30	31	31
市外	14	14	13	13	15
県外	3	2	2	1	0

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

承認事項①



介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所 46か所(令和3年11月30日時点) に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



センターの行う業務の方針

～草津市地域包括支援センター運営方針～

運営方針

◆ 地域包括支援センター運営方針とは

介護保険法 第115条の47第1項

市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**包括的支援事業の実施に係る方針**を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

◆ 草津市地域包括支援センター運営方針の構成

I 方針策定の趣旨	
II 基本的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができるよう支援します。 2. 地域におけるネットワークを構築し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。 3. 三職種のチームアプローチにより、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。 4. <u>地域包括支援センターの機能強化に向けた取組を行います。</u> 重点的な取組
III 具体的な運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談支援業務 2. 権利擁護業務 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 4. 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援業務 5. 認知症総合支援事業 6. 地域ケア会議推進事業 7. その他

重点的な取組<評価>

	①「地域ケア個別会議」を通じた地域で安心して暮らし続けられるネットワークづくり	②「自立支援地域ケアカンファレンス」を通じた市全域における自立支援・重度化防止の浸透
内容	地域ケア個別会議から抽出された地域課題の分析を積み重ね、地域に共通する課題を明らかにし、地域ケア推進会議(学区の医療福祉を考える会議)において多様な関係者間で地域課題を共有し、課題解決に必要な地域づくり、政策形成につながる仕組みづくりを行います。	多職種の専門職による多角的な助言を受け、ケアマネジメント力の向上を図るとともに、個別ケースの集積を通じて自立支援・重度化防止を阻害する要因を明らかにし、市域全体の課題解決に向けた取組を進めます。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア個別会議における、個別課題の解決や地域課題の抽出 学区の実情に応じた形態による、地域ケア推進会議(学区の医療福祉を考える会議)への参画 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント力の向上にかかる取組として、自立支援地域ケアカンファレンスへの参加。
課題	地域ケア個別会議から抽出した地域課題について、地域で共有するしくみはあるが、地域課題の整理や解決方法の検討にまでは至っていないため、課題解決に向けた地域づくりや政策形成につなげることが難しい。	個別の事例については、多職種の専門職からの助言を受け、自立支援・重度化防止のためのケアマネジメントに活用することができたが、個別の課題抽出に留まり、どのように市域全体の課題解決につなげていくか明確にできていない。



<方向性>

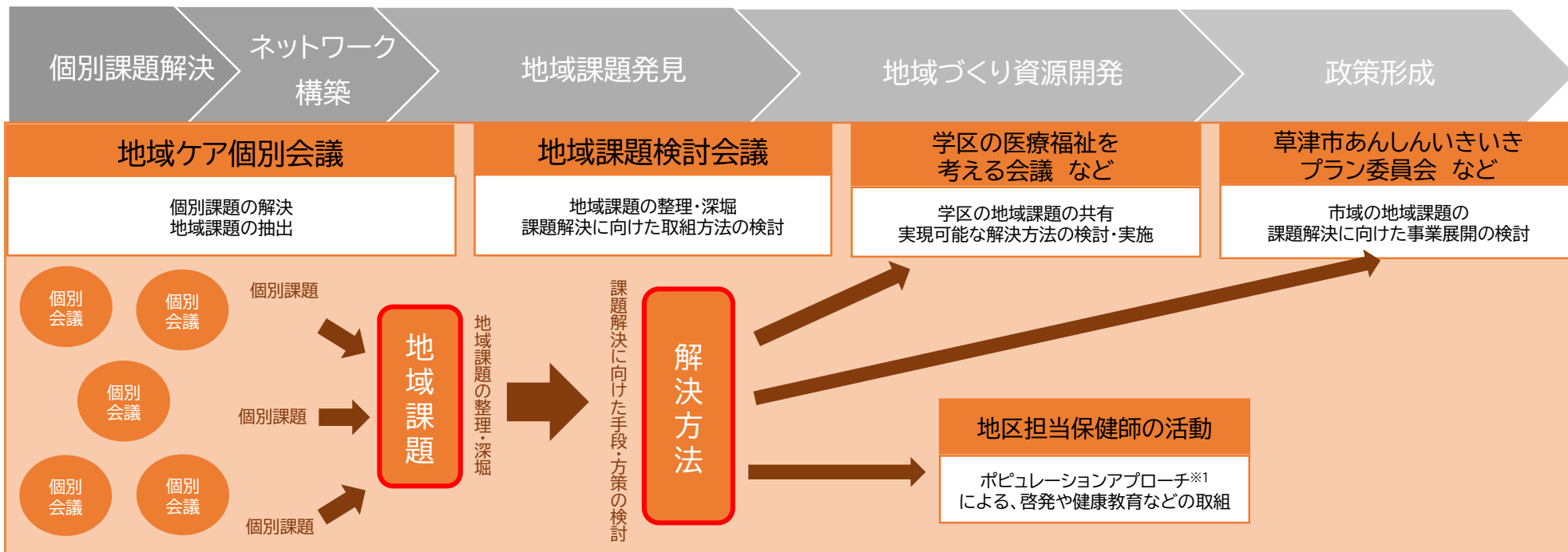
- 重点的な取組内容を見直し、地域包括支援センターが地域課題の抽出から課題解決につなげることができるよう、地域ケア会議の体系の見直しを行う。

重点的な取組<令和4年度から>

◆ 重点的な取組の内容

地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を「地域課題検討会議」において整理・深堀するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行い、地域ケア推進会議等の場で実現可能な解決策を講じることができるよう努めます。

◆ 地域ケア会議の体系の見直し(イメージ図)



※1 対象の集団へ働きかけることにより、健康への意識を高め、生活習慣や病気のリスク軽減を図る方法。多くの人々の健康増進や病気の予防につながる健康づくりの取組。

運営方針の改正内容

◆ 主な改正内容

	改正内容	改正理由
1	<p>P2 「Ⅱ 基本的な運営方針－4.」</p> <p>地域包括支援センターの機能強化に向けた重点的な取組内容を変更しました。</p>	<p>これまでの重点的な取組の評価を行い、新たな課題に対応するため、取組内容を見直しました。</p>
2	<p>P7 「Ⅲ 具体的な運営方針－6. 地域ケア会議推進事業」</p> <p>(1)地域ケア個別会議、(2)地域課題検討会議、(3)地域ケア推進会議の体系を変更しました。</p>	<p>地域ケア会議の体系の見直しを行い、地域課題の抽出から課題解決につなげることができるよう推進するため。</p>

<その他>

地域包括支援センターの運営にかかる現状の業務内容や各種計画にあわせて、表現を修正しました。

承認事項②



地域包括支援センター運営方針について

『資料3 草津市地域包括支援センター運営方針(案)』について、運営協議会の承認をいただきたい。



報告事項



地域包括支援センターの周知 <今年度の実績>

<令和3年度の実績>

① 転入者へのチラシ配布

令和3年4月から

② 「広報くさつ」特集記事 (全戸配布)

令和3年9月

③ 「FMくさつ」放送

【調査結果】 n=41(市民)

地域包括支援センターを知っていると回答した割合 61% (25人)

(20~30代 16.7% 40~50代 60.0% 60代以上 72.0%)

④ 「みんなの健幸フェア」での周知、センターの認知度をアンケート調査

令和3年11月13日

⑤ JAレーク滋賀と連携した周知 (各支店におけるチラシの設置・配布等)

令和3年11月から

高齢者の総合相談窓口
草津市地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

さまざまな相談ごと

- ひとり暮らしの親が心配
- 日常生活の困りごと
- 認知症に関する相談
- 近所の高齢者が心配

介護や健康づくり

- 地域の介護予防の取組
- 介護保険の申請
- 介護予防や総合事業のサービス

権利を守ること

- お金の管理や契約のこと (成年後見制度の利用など)
- 高齢者虐待のこと
- 消費者被害のこと

地域のネットワークづくり

- 医療機関や介護事業所などと連携した地域づくり
- ケアマネジャーの支援

～その他、高齢者に関する相談や心配があればお気軽にご相談ください～

担当の地域包括支援センター

◆お住まいの学区を相当する地域包括支援センターにご相談ください。

◆訪問等で職員が不在にしている場合がありますので、まずはお電話でご連絡ください。

高齢地域包括支援センター	草津地域包括支援センター
●所在地 山守町837番地 (特別養護老人ホーム(養護の郷)内)	●所在地 草津三丁目9番14号
●電話 077-561-8143	●電話 077-561-8144
●FAX 077-561-9524	●FAX 077-561-9525
●学区 志津・志津南・矢倉	●学区 草津・大跡・渋川
若上地域包括支援センター	玉川地域包括支援センター
●所在地 矢橋町885番地1	●所在地 笠山一丁目1番46号 (朝霞ダイヤリースセンター(あさひ)内)
●電話 077-561-8145	●電話 077-561-8146
●FAX 077-561-9526	●FAX 077-561-9527
●学区 若上・若上西	●学区 玉川・南宮東
松原地域包括支援センター	新富地域包括支援センター
●所在地 上笠一丁目9番11号 (上笠ダイヤリースセンター(あさひ)内)	●所在地 志那中町25番地 (北沢ダイヤリースセンター(あさひ)内)
●電話 077-561-8147	●電話 077-568-4148
●FAX 077-561-9528	●FAX 077-568-3529
●学区 山田・笠峰	●学区 笠峰東・南笠

※草津市では、6か所の地域包括支援センターを委託運営しています。

まずは担当学区の地域包括支援センターに電話でお気軽にご相談ください!

※センターのご相談：平日 9:30～17:15 ※夜間やご帰省中のご相談についてはお問い合わせください

地域包括支援センターでは、支援の届かない開け方を大切にしています。

地域包括支援センターは、高齢者ご本人とその家族、そして高齢者を支えるご家族や近所の方の心掛や声かけが大切です。まずは皆さんの担当学区の地域包括支援センターにお電話していただければ、私たち支援者が適切な開け方を提案させていただきます。開けられないという人は、高齢者や家族が抱えている悩みや不安を、また、相談といっても「何をどうしたらいいかわからない」といったように相談しづらい場合があります。

とされる人は、「遠慮がちな開け方」という状況を改善していただき、相談内容が地域包括支援センターに届くことを目指してまいります。

私たち支援者が適切な開け方を提案させていただきます。開けられないという人は、高齢者や家族が抱えている悩みや不安を、また、相談といっても「何をどうしたらいいかわからない」といったように相談しづらい場合があります。

※高齢地域包括支援センター ☎ 561-8143
●住所：山守町837番地
●電話：077-561-8143
●FAX：077-561-9524
●学区：志津・志津南・矢倉

※草津地域包括支援センター ☎ 561-8144
●住所：草津三丁目9番14号
●電話：077-561-8144
●FAX：077-561-9525
●学区：草津・大跡・渋川

※若上地域包括支援センター ☎ 561-8145
●住所：矢橋町885番地1
●電話：077-561-8145
●FAX：077-561-9526
●学区：若上・若上西

※松原地域包括支援センター ☎ 561-8147
●住所：上笠一丁目9番11号
●電話：077-561-8147
●FAX：077-561-9528
●学区：山田・笠峰

※玉川地域包括支援センター ☎ 561-8146
●住所：笠山一丁目1番46号
●電話：077-561-8146
●FAX：077-561-9527
●学区：玉川・南宮東

※新富地域包括支援センター ☎ 568-4148
●住所：志那中町25番地
●電話：077-568-4148
●FAX：077-568-3529
●学区：笠峰東・南笠

高齢者の総合相談窓口
地域包括支援センター

みんなに知ってほしい!

「どこに相談するか分からない」といった悩みも、ご相談ください。

さまざまな相談ごと

- 一人暮らしの親が心配
- 日常生活の困りごと
- 認知症に関する相談
- 近所の高齢者が心配

介護や健康づくり

- 地域の介護予防の取組
- 介護保険の申請
- 介護予防や総合事業のサービス

権利を守ること

- お金の管理や契約のこと
- 高齢者虐待のこと
- 消費者被害のこと

地域のネットワークづくり

- 医療機関や介護事業所、民生委員などと連携した地域づくり
- ケアマネジャーの支援



①

⑤

②

④

地域包括支援センターの周知＜今後の方向性＞

＜今後の方向性＞

- コンビニやスーパー、金融機関などの協力を得て、幅広い世代の市民がよく行く生活の場で周知を行う。
- 9月1日～30日を『草津市地域包括支援センターPR月間』と定め、広報くさつやホームページ、SNSを活用した周知を行う。

【地域包括支援センターPRカード(案)】



(表面)



(裏面)